その上で、地方が工夫可能な歳出については、後述するクラウド化の推進や民間委託の推進等の業務改革を行い、その進捗にあわせて地方交付税の算定を見直すことが考えられる。具体的には、業務改革等の歳出効率化に向けた取組で他団体のモデルとなるような取組を単位費用の積算に反映することや、基準財政収入額の算定についても、地方税の実効的な徴収対策を行う地方自治体の徴収率を標準的な徴収率として反映することが挙げられる。

また、地域の活性化等に取り組む地方を支援するために、まち・ひと・しごと創生事業費[7]の交付税の算定において地域経済活性化等の成果を一層反映することや、広域連携や経営資源の有効活用に取り組む地方団体に対し、交付税による支援を行うべきである。

⑵　地方法人課税の偏在是正

地方消費税率の引上げにより、不交付団体の財源超過額が拡大し、不交付団体と交付団体間の財政力格差が拡大することから、偏在是正のための措置が必要である。

地方法人課税の偏在是正については、平成26年度与党税制改正大綱において、「消費税率10％段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。」とされており、この方針に沿ってさらなる偏在是正方策を検討する必要がある。

⑶　地方行財政改革の推進

①　行政サービス確保のための地方自治体の業務改革

これまで地方は行政サービスの多くを担い、地域や住民の期待に応えてきた。厳しい財政状況に直面する一方で、人口減少や超高齢化、公共施設や設備の老朽化など新たな課題が山積している中、地域や住民が必要とする行政サービスを的確に提供する体制の確保が不可欠である。行政として対応しなければならない政策・課題に重点的に対応するため、住民組織など地域を支える様々な団体との連携や、行政の簡素化・効率化を目的とした民間委託等の推進も求められる。

（行政コスト等の比較を通じた行財政改革）

地方自治体の業務改革の推進のため、民間委託や自治体クラウド等について、各自治体における取組状況を比較可能な形で公表し、見える化を実施すべきである。また、行政コストの比較を通じて行政効率を見える化した上で、地域の実情に配慮しながら、自治体の行財政改革を促していくことも重要である。

さらに、経済再生と財政健全化の両立に向けて、明確な成果指標を具体化し、進捗状況を見える化していくことが重要である。しかしながら、成果指標をどのように設定するかについては、様々な観点から十分な検討が必要である。例えば、財政力指数を成果指標として設定することについては、標準的な歳出や景気に基づく地方税収の動向に大きな影響を受けることに留意すべきである。

（自治体情報システムのクラウド化）

自治体クラウド（複数の地方自治体が共同して取り組むクラウド化）は、システムの運用経費の削減・業務負担の軽減、業務の効率化・標準化、災害に強い基盤構築等のため重要である。国は、自治体クラウドをはじめとする自治体の情報システムのクラウド化など情報インフラの合理化・再構築等の取組を推進していく必要がある。

（民間委託・指定管理者制度の活用）

定型的業務を中心とした事務・事業の民間委託、指定管理者制度の活用、給与・旅費等に関する庶務業務の集中化・アウトソーシングに関し、国は、各地方自治体の取組状況について、前述の比較可能な形での公表や、優良事例の周知など必要な情報提供に加え、的確な助言等を行うべきである。こうした優良事例の横展開とともに、その取組状況について毎年度フォローアップを行うことが必要である。

（ＰＰＰ／ＰＦＩの推進）

地方自治体は、自ら設置する公共施設について、直営による整備や運営だけでなく、行政が住民サービスに最終的な責任をもつという前提の下、指定管理者制度、包括的管理委託[8]、ＰＦＩ[9]など様々な手法の中から最も効果的・効率的な手法を選択していくことが適当である。

ＰＰＰ[10]／ＰＦＩに係るアクションプランを定め、事業規模目標を設定して取り組んでいる中、政府は、官民双方の作業負担が少ない仕組みを構築する必要がある。また、公共施設等総合管理計画の策定や固定資産台帳の整備と併せて、優良事例の横展開やＰＦＩ事業に係る財政措置上のイコールフッティング（平等化）[11]を図ることにより、民間事業者のＰＰＰ／ＰＦＩ事業への参入を促進していく必要がある。

（公営企業・第三セクター等の経営健全化）

公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、中長期的な経営計画である経営戦略を策定し、投資の合理化や必要な財源の確保、組織・人材等の見直しなどの経営基盤の強化に取り組むことが必要である。国は、経営戦略の策定を促進する観点から、経営資源の有効活用に取り組む地方自治体に対し、交付税による支援を行うべきである。また、各公営企業が経営指標を活用し、経営状況等を把握・分析するとともに、議会・住民等に対し分かりやすく公表が進められるよう、国として取り組むべきである。

公立病院については、新公立病院改革ガイドラインを受けて都道府県が策定する地域医療構想の策定状況を踏まえつつ、地方自治体において新改革プランを早期に策定し取り組むことが求められる。

第三セクター等については、各地方自治体において、新たな指針に沿って、関係を有する第三セクター等について自らの判断と責任による不断の効率化・経営健全化に取り組むことが必要である。国においても、引き続き抜本改革を含む経営健全化や経営改革を推進するとともに、優良事例の横展開等に取り組むことが求められる。

②　地方自治体の財政マネジメント強化

地方財政を健全化するためには、地方財政の透明性、予見可能性を高め、財政のマネジメントを強化するとともに、それを通じた歳出の効率化を図る必要がある。

（地方公会計の整備）

地方自治体の財政状況について、発生主義・複式簿記といった企業会計の考え方及び手法を参考として、財務書類や固定資産台帳を整備していくことが重要である。

このため、全ての地方自治体において、統一的な基準による財務書類等を作成・公表する必要がある。また、管理会計的な観点から、施設別・事業別の分析を実施して予算編成等に活用し、地方自治体の限られた財源を「賢く使うこと」も必要である。

統一的な基準による財務書類等が早期に整備されるよう、国は、共通ソフトウェアの地方自治体への円滑な無償提供など、地方自治体の事務負担や財政負担の軽減のために必要な措置を講じるべきである。

（公共施設等の総合的な管理）

地方自治体は、頻発する災害への備えや人口減少社会における公共サービスの安定供給といった長期的な視点も踏まえ、地域住民と十分な議論を行うとともに、近隣自治体との連携など、幅広い検討を行いながら、公共施設等総合管理計画の策定を一層推進する必要がある。